Second Party Opinion:
テスホールディングス株式会社
テス・エンジニアリング株式会社

発行日：2023 年 6 月 21 日
発行者：株式会社日本総合研究所

I. 要約

1. 本資料の目的

本資料の目的は、テスホールディングス株式会社（以下、テスホールディングス）およびテス・エンジニアリング株式会社（以下、テス・エンジニアリング）が策定した「サステナビリティファイナンス・フレームワーク」（以下、本フレームワーク）について、株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）が以下の原則およびガイドライン（以下、原則類）との整合性をレビューし、その結果をセカンドパーティ・オピニオンとして公表することである。

- 国際資本市場協会（ICMA）が策定した「グリーンボンド原則（GBP）2021」、「ソーシャルボンド原則（SBP）2021」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021」
- ローンマーケットアソシエーション（LMA）、アジア太平洋地域ローンマーケットアソシエーション（APLMA）及びローン・シンジケーション＆トレーディング・アソシエーション（LSTA）が策定した「グリーンローン原則（GLP）2023」及び「ソーシャルローン原則（SLP）2023」
- 環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン（2022 年版）」及び「グリーンローンガイドライン（2022 年版）」
- 金融庁が策定した「ソーシャルボンドガイドライン（2021 年版）」

2. 発行者の役割とレビュー範囲

日本総研の役割は、本フレームワークに外部レビュアーとしての第三者意見を提供することである。本資料のレビュー範囲は、原則類が定める 4 要素（「資金使途」「事業評価・選定プロセス」「資金管理」「レポーティング」）を対象とし、本フレームワークとその 4 要素の整合性を評価する。個別の対象事業は含まない。

3. セカンドパーティ・オピニオン（要約版）

(1) 原則類への準拠性

本フレームワークを原則類が求める 4 要素に基づきレビューした結果、サステナブルファイナンスに資する資金調達のフレームワークとして、原則類との整合性があると判断した。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

要素	内容
資金使途	グリーンおよびソーシャル適格プロジェクトとして、明確な適格基準が設定されており適切である。
事業評価・選定プロセス	テスホールディングス管理本部が中心となり、各プロジェクトの環境改善効果及び社会的効果を評価した上で適格プロジェクトを選定し、テスホールディングス取締役会において最終決定を行う体制となっており、適切である。
資金管理	テスホールディングス管理本部経営管理ユニットが追跡管理し、充当状況をテスホールディングス取締役会に報告するとしており、適切である。
レポーティング	資金充当状況およびインパクト創出状況について、調達資金が全て充当されるまでの期間、年１回テスホールディングスのウェブサイト上にて開示又はローンの貸し手に対して報告するとしており、適切である。

(２)対象事業が創出するインパクトおよび SDGs への貢献可能性

本フレームワークに基づく資金調達を通じて、SDGs のうち特に目標 7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」、目標 12「持続可能な生産消費形態を確保する」および目標 8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」への貢献が期待できる。

本フレームワークに基づく対象事業は、環境および社会側面での改善インパクト創出を期待できること、および対象事業の効果は複数の SDGs の達成に繋がることを確認した。

目標	日本総研のオピニオン（要約）
	再生可能エネルギーを活用した発電事業（太陽光、バイオマス等）に係る設備投資、投融資又は研究開発により、発電に伴う CO2 発生量の削減が実現できることから、ターゲット 7.2「2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」への貢献が期待できる。
	パーム油を搾油する際の副産物である椰子空果房（EFB）等を活用した、バイオマス発電の燃料としてのペレット製造事業に係る設備投資、投融資又は研究開発により、残渣物の廃棄量を削減する効果があることから、ターゲット 12.5「2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」への貢献が期待できる。
	グリーン適格プロジェクトに係る設備投資、投融資又は研究開発により、地方や発展途上国において新たな雇用を創出できることから、ターゲット 8.5「2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」への貢献が期待できる。

出所：日本総研作成

(３)資金調達主体の ESG の取り組みおよび情報開示

テスホールディングスおよびテス・エンジニアリングの ESG の取り組みと情報開示をレビューした結果、企業経営において、良好な ESG の取り組みと情報開示を実施していると評価する。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

特に優れている点は、以下の各点であると判断する。

「環境側面」：顧客における環境負荷低減を製品・サービスの提供によって実現することを企業活動の中心に据え、CO2 排出削減量の全体像を把握している点、同時に自社事業に伴う環境負荷の低減に努めている点を評価する。

「社会側面」：女性をはじめ多様な従業員の働きやすさや健康に配慮した取り組みを強化し、方針や目標を明確化した点、対外的なコミットメントを行った点を評価する。また、人材育成の面でも、障がいのあるアスリートの雇用・活躍支援に取り組んでいること、高い技術力のある従業員養成のために積極的に支援していることを評価する。

「ガバナンス側面」：「Total Energy Saving & Solution」という経営理念の頭文字を企業名としているように、エネルギーを有効に活用するためのソリューション提供という事業の目的をグループ全体に浸透させている点、ESG 推進委員会を新たに設置し気候変動やダイバーシティー&インクルージョンに取り組む体制を整備した点を評価する。

(4)結論

レビューの結果、テスホールディングスでは「Total Energy Saving & Solution」という経営理念を掲げ、それに基づく本フレームワークは、原則類が示す特性に従うと判断する。インパクトについては、環境および社会側面での改善インパクトが見込まれ、さらに、SDGs の達成への貢献も期待できる。今後、テスホールディングスならびにテス・エンジニアリングにおいて、定量的なインパクト評価が継続的に実施されることを期待する。また、テスホールディングスは企業経営において、良好な ESG の取り組みと情報開示を実施していると判断する。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

II. 本編

目次

1. 資金調達主体 5
（1） 組織概要 5
（2） 経営方針 6
2. 評価基準 7
（1） 原則類が示す 4 要素 7
（2） インパクトの評価基準 9
（3） 資金調達主体の ESG 評価基準 9
3. サステナビリティファイナンス・フレームワークの概要 10
（1） 本フレームワークの構成 10
（2） 対象事業が創出するインパクトと SDGs への貢献可能性 12
（3） テスホールディングスの ESG の取り組みおよび情報開示 13
4. セカンドパーティ・オピニオン 16
（1） 本フレームワークの原則類との準拠性 16
（2） 対象事業が創出するインパクトおよび SDGs への貢献可能性 16
（3） テスホールディングスの ESG の取り組みおよび情報開示 19
（4） 結論 20
参考資料一覧 21
株式会社日本総合研究所について 22
免責事項 23

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

1. 資金調達主体

(1)組織概要

① 概況

テスホールディングス株式会社（以下、テスホールディングス）は、2018 年に持株会社として「テス・テクノサービス株式会社」より商号変更し、テス・エンジニアリング株式会社（以下、テス・エンジニアリング）を中心としたグループ会社の経営を担っている。中核企業であるテス・エンジニアリングはテスホールディングスの 100%子会社であり、1979 年に設立された「阪和熱水工業株式会社」を前身とし、創業以来一貫して環境・エネルギー事業を展開している。

その他概要は以下のとおりである。

	テスホールディングス	テス・エンジニアリング
本社所在地	大阪府大阪市	
売上高（2022 年 6 月期）	349 億円（連結）	267 億円
従業員数（2022 年 6 月期）	350 名（連結）	271 名

② 業務内容

テスホールディングスは、持続可能な社会の実現に向けて「Total Energy Saving & Solution」を経営理念として掲げ、「再生可能エネルギーの主力電源化」「省エネルギーの徹底」及び「エネルギーのスマート化」を注力領域として、エネルギープラントやユーティリティ設備の EPC（Engineering：設計、Procurement：調達及び Construction：施工）を行う「エンジニアリング事業」、およびオペレーション&メンテナンス（O&M）、再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電、電気の小売供給及びその他を行う「エネルギーサプライ事業」の２つの事業を展開している。

特長は、独立系の立場を活かして、産業分野の様々な顧客が抱える環境対策、省エネ対策、エネルギーコスト対策等の課題を解決するための総合的なソリューションを提供していることである。近年の「脱炭素化社会」「ESG」等の国際的な潮流を踏まえ、再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を事業拡大の柱としている。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

(2)経営方針

テスホールディングスは「省エネルギー事業で世の中の役に立ちたい」という創業のポリシーを引き継ぎ、以下の企業理念、経営理念及び経営ビジョンを掲げている。

企業理念「顧客重視・顧客満足」

- すべてのお客さま・ビジネスパートナー・株主・投資家・地域社会・グループの全役職員やその家族など、あらゆるステークホルダーを顧客とします。
- トップマネジメントが主導して、顧客に正面から向きあい、甘えず、着実に、誠実な経営をお約束します。
- ESG とコンプライアンスを経営の根幹に置くことで、SDGs の実現に貢献し、持続可能な成長による企業価値向上を目指します。

経営理念「Total Energy Saving & Solution」

複雑化する顧客のエネルギーに対する課題やニーズに対して、画一的な製品サービスでは、企業理念である「顧客重視・顧客満足」を達成することはできません。社名の由来である Total Energy Saving & Solution の実現に向け、総合的なエネルギーソリューションの提供をグループ全体で推進致します。

経営ビジョン「+E Performer」

当社グループのあるべき姿を定めたものが経営ビジョンの「+E Performer (プラスイー パフォーマー)」です。「+E」には当社グループの事業活動に関わる「Energy、Economy、Environment、Engineering、Ecology、Engagement…」等について「一歩先を行く、他には無いものを新しく提供する」という意味を込めております。また、「Performer」には「実行者」という意味があり、顧客のニーズに正面から向き合い、成果を出していく企業姿勢を表しております。当社グループの強みを最大限に発揮することで、次世代に向けてエネルギーを育み、守り、つなぐ「+E Performer」を目指して参ります。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

2. 評価基準

セカンドパーティ・オピニオン（第 4 章参照）は、以下に示す評価基準に基づき作成する。

(1) 原則類が示す 4 要素

本評価では、以下に示す原則およびガイドライン（以下、原則類）に基づき、整合性を評価する。

- 国際資本市場協会（ICMA）が策定した「グリーンボンド原則（GBP）2021」、「ソーシャルボンド原則（SBP）2021」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021」
- ローンマーケットアソシエーション（LMA）、アジア太平洋地域ローンマーケットアソシエーション（APLMA）及びローン・シンジケーション＆トレーディング・アソシエーション（LSTA）が策定した「グリーンローン原則（GLP）2023」及び「ソーシャルローン原則（SLP）2023」
- 環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン（2022 年版）」及び「グリーンローンガイドライン（2022 年版）」
- 金融庁が策定した「ソーシャルボンドガイドライン（2021 年版）」

原則類は資金調達主体に対して、外部評価を付与する機関を任命し、資金調達前の外部評価により、フレームワークと 4 要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）との適合性を評価することを推奨している。以下に 4 要素の詳細を記す。

① 資金使途

調達した資金がどのような事業に使われるかの適格クライテリアを明確にする項目。サステナブルファイナンスと称して資金調達を行う事業に対しては、資金調達主体が出来る限り定量化した社会へのベネフィットを明確に示すことを求めている。

② 事業評価･選定プロセス

前項①で示した適格クライテリアや社会面での目標を踏まえ、どのように対象事業を評価・選定するかを示す項目。また、対象事業の除外基準や事業を実施することに起因する社会面、環境面でのリスク管理方法についても明確にすることが求められている。

③ 資金管理

資金調達主体が調達資金を適切な口座で管理し、資金使途で示した以外のものには利用されないような仕組みの有無を確認する項目。透明性を確保するために、監査人の起用や第三者機関による監査、または自己監査の実施が推奨されている。

④ レポーティング

資金調達主体が調達資金の資金使途の結果を都度更新しているかを確認する項目。調達した資金が充当された対象事業の概要、金額、想定されるインパクト等を公開することが求められている。特にインパクトについては定量的指標、定性的指標、その主要な評価手法や評価仮説などの記載が推奨されている。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

原則類では資金使途の対象とされる事業は、以下のように例示されている。

環境側面	・ 再生可能エネルギー（発電、送電、装置、商品を含む） ・ エネルギー効率（新築・リフォーム済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、装置、商品など） ・ 汚染防止及び抑制（大気排出の削減、温室効果ガス管理、土壌浄化、廃棄物の発生抑制、廃棄物の削減、廃棄物のリサイクルおよび省エネ・省排出型の廃棄物発電） ・ 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理（環境持続型農業、環境持続型畜産、生物学的穀物管理または点滴灌漑といった環境スマートファーム、環境持続型漁業・水産養殖業、植林や森林再生といった環境持続型林業、自然景観の保全及び復元を含む） ・ 陸上及び水生生物の多様性の保全（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む） ・ クリーン輸送（電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通、鉄道、非自動車式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギー車両と有害物質の排出削減のためのインフラなど） ・ 持続可能な水資源及び廃水管理（清潔な水や飲料水の確保のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修やその他方法による洪水緩和対策を含む） ・ 気候変動への適応（インフラを気候変動の影響に対してより強靭性のあるものとする取組みや、気候観測および早期警戒システムといった情報サポートシステムを含む） ・ 環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス（再利用・再生・改修された素材・成分・製品、循環型ツールやサービスの設計及び導入）及び/又は、認証を受けた高環境効率製品 ・ 地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング
社会側面（注）	・ 手ごろな価格の基本的インフラ設備（クリーンな飲料水、下水道、衛生設備、輸送機関、エネルギー） ・ 必要不可欠なサービスへのアクセス（健康、教育及び職業訓練、健康管理、資金調達と金融サービス） ・ 手ごろな価格の住宅 ・ 中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じ、社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計された、プログラムと雇用創出 ・ 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム（食糧必要要件を満たす、安全で栄養価の高い十分な食品への物理的、社会的、経済的なアクセス、回復力ある農業慣行、フードロスと廃棄物の削減、小規模生産者の生産性向上） ・ 社会経済的向上とエンパワーメント（資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール。所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合）

（注）社会側面については、以下を「想定される受益者」として定めている。
- 貧困ライン以下で暮らしている人々
- 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ
- 障がい者
- 移民や難民
- 十分な教育を受けていない人々
- 十分な行政サービスを受けられない人々
- 失業者
- 女性並びに／又は性的及びジェンダーマイノリティ
- 高齢者と脆弱な若者
- 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

(2)インパクトの評価基準

本フレームワークの下で対象事業が創出するインパクトの評価基準は、対象事業の内容に応じて決定されるもので、原則類においても特定されていない。そこで、資金調達主体が策定したインパクトの評価基準を、日本総研が原則類を参考にして独自に評価する。

① インパクト指標の設定
対象事業によって、どのような正のインパクト（定量的／定性的効果）が創出されるかを、設定した指標に基づき評価する。また、どのように環境・社会面でのリスクを軽減しているかについても確認する。

② SDGs(持続可能な開発目標)への貢献可能性
事業を通じて、達成に貢献し得ると判断されるSDGsの主な目標、ターゲットを確認する。その際には、ICMAが提供する、“Green and Social Bonds: A High-Level Mapping to the Sustainable Development Goals”（邦訳：グリーンボンド及びソーシャルボンド：持続可能な開発目標（SDGs）に照らしたハイレベルマッピング）を参照するが、その記載内容に限定するものではなく、事業内容に応じて日本総研が判断する。

(3)資金調達主体のESG評価基準

資金調達主体のESG評価は、日本総研が作成した独自の評価基準に基づき実施する。「環境側面（E）」、「社会側面（S）」、「ガバナンス側面（G）」の3項目の取り組みと情報開示の状況について、公開情報から取得した内容とヒアリングにより得た情報を統合し、評価を実施する。

以下に3項目の評価基準の詳細を記す。

① 環境側面(E)
事業活動に伴う環境負荷を把握し、その削減に取り組むことや、製品・サービスの提供を通じて社会全体の環境負荷削減に貢献することが重要と考え、4つの領域（環境マネジメント、気候変動、水資源・廃棄物・化学物質等削減・生物多様性保全、製品・サービスを通じた環境負荷削減）に分けて、方針、取り組み、実績を評価する。

② 社会側面(S)
組織の社会との関係性において、幅広い利害関係者（ステークホルダー）への公正な配慮が求められることから、5つの領域（公正な経済取引、顧客に対する誠実さ、従業員への配慮、サプライヤーへの配慮、ローカル/グローバル・コミュニティへの配慮）に分けて、方針、取り組み、実績を評価する。

③ ガバナンス側面(G)
組織を、多様なステークホルダーのための存在と捉え、4つの領域（サステナビリティへのコミットメント、組織体制、ESGに関する目標・指標の有無、ESG情報の発信や外部との対話）に分けて、方針、取り組み、実績を評価する。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

3. サステナビリティファイナンス・フレームワークの概要

本章では、本フレームワークの構成、対象事業が創出するインパクトならびに SDGs への貢献可能性、資金調達主体であるテスホールディングスの組織としての ESG の取り組みおよび情報開示に関する現状を取りまとめている。

(1)本フレームワークの構成

① 資金使途

本フレームワークは、以下の 2 種類のファイナンス（以下、サステナビリティファイナンス等）を対象とするとしている。

図表 1　本フレームワークにおいて対象とするファイナンス

種別	内容
グリーンファイナンス	グリーン適格プロジェクトに対する新規支出及び／又は既存支出のリファイナンスに充当することを目的に行う資金調達
サステナビリティファイナンス	グリーン及びソーシャル適格プロジェクトに対する新規支出及び／又は既存支出のリファイナンスに充当することを目的に行う資金調達

本フレームワークにより調達された資金は、以下のグリーンおよびソーシャル適格プロジェクト（以下、「適格プロジェクト」）に対する新規支出及び／又は既存支出のリファイナンスに充当する予定としている。リファイナンスへの充当である場合は、サステナビリティファイナンス等の実行から遡って設備投資及び投融資の場合には 5 年以内、研究開発の場合には 3 年以内に実行した適格プロジェクトへの支出に限るとしている。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

図表 2　本フレームワークにおける適格プロジェクト

＜グリーン適格プロジェクト＞

ICMA GBP カテゴリー/関連する SDGs 目標	適格プロジェクト
再生可能エネルギー/7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギーを活用した発電事業（太陽光、バイオマス等）に係る設備投資、投融資又は研究開発
汚染防止及び抑制/12. つくる責任つかう責任	パーム油を搾油する際の副産物である椰子空果房（EFB）等を活用した、バイオマス発電の燃料としてのペレット製造事業に係る設備投資、投融資又は研究開発

＜ソーシャル適格プロジェクト＞

ICMA SBP カテゴリー/関連する SDGs 目標	適格プロジェクト	対象となる人々
雇用創出/8. 働きがいも経済成長も	地方や発展途上国において新たな雇用を創出する、上記グリーン適格プロジェクトに係る設備投資、投融資又は研究開発	地域住民を含む一般の人々

② 事業評価･選定プロセス

i)　対象事業の選定

テスホールディングス管理本部が中心となり、テス・エンジニアリングの事業開発本部やその他関連部門と協議し、各プロジェクトの環境改善効果及び社会的効果を評価した上で、適格プロジェクトを選定し、テスホールディングス取締役会において最終決定を行うとしている。

ii)　対象事業が有する潜在的な環境・社会側面のリスクと、リスクへの対応

全ての候補となる適格プロジェクトについて、環境・社会的リスク低減のために、以下についての対応を行うとしている。

図表 3　本フレームワークに基づく対象事業のリスク対応

- 事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の順守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- 事業実施にあたり、必要に応じた地域住民への十分な説明の実施
- 当社グループのサステナビリティの取組方針に沿った資材調達、環境負荷物質への対応、廃棄物管理及び人権への配慮の実施
- バイオマス発電事業における、燃料安定調達や持続可能性の確認、ライフサイクル全体において GHG 排出削減につながるかの確認

③ 調達資金の管理

テスホールディングス管理本部経営管理ユニットが、調達金額と同額が適格プロジェクトのいずれかに充当されるよう、年次にて追跡管理して、充当状況をテスホールディングス取締役会に報告するとしている。また、未充当資金は現金又は現金同等物で管理する予定である。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

④ レポーティング

少なくともサステナビリティファイナンス等の実行から調達資金がすべて充当されるまでの期間、合理的に実行可能な限りにおいて、年１回、テスホールディングスのウェブサイト上にて開示又はローンの貸し手に対して、以下の報告を行うとしている。

＜資金充当レポーティング＞

- 充当した資金の額
- 未充当資金の概算額、充当予定時期及び未充当期間の運用方法
- リファイナンスに充当した場合の概算額又は割合

＜インパクト・レポーティング＞

以下項目のいずれか又は全てを合理的に実行可能な限りにおいて開示する。

図表 4　本フレームワークにおける情報開示内容

＜グリーン適格プロジェクト＞

適格プロジェクト	環境改善効果
再生可能エネルギー発電事業	・ 年間発電量（MWh/年）、年間想定 CO_2 排出削減量（t-CO_2/年） ・ 発電設備容量 ・ 研究開発の概要及び進捗状況
EFB ペレット等製造事業	・ 年間廃棄物削減量 ・ 研究開発の概要及び進捗状況

＜ソーシャル適格プロジェクト＞

適格プロジェクト	社会的効果		
	アウトプット指標	アウトカム指標	インパクト指標
雇用創出につながる事業	雇用創出につながる事業の概要	事業展開地域における新規雇用者数	雇用創出を通じた地域活性化への貢献

(２)対象事業が創出するインパクトと SDGs への貢献可能性

① 対象事業が創出するインパクト

本フレームワークに基づく対象事業が創出するインパクトは、**図表 2** および**図表 4** のとおり想定している。また、創出される可能性のある負のインパクト（環境・社会面でのリスク）およびその対応を**図表 3** と認識している。

木質バイオマスについては、全ての候補となる適格プロジェクトについて、環境・社会的リスク低減のために、「バイオマス発電事業における、燃料安定調達や持続可能性の確認、ライフサイクル全体において GHG 排出削減につながるかの確認」を行うとしている。

また、テスホールディングスでは、上記について、以下の方針を検討している。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

項目	内容
燃料安定調達・持続可能性	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを燃料として使用する場合には、国内 FIT 制度の事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）に従って、GGL(Green Gold Label)等の調達されたバイオマス製品が持続可能な方法で生産されたという第三者認証を受けた燃料の調達を検討する。
ライフサイクル全体における GHG 排出削減(LCA 分析)	現状においては LCA を算出する体制は整備できていないものの、事業の推進に当たって LCA 算出は重要と認識しており、今後体制整備や算出に向けた取り組みを検討する。

② SDGs(持続可能な開発目標)への貢献可能性

テスホールディングスでは、SDGs への達成貢献への意欲を有している。SDGs の各目標・ターゲットのうち、本調達に関連性が高いものを**図表 2** と認識している。

(3) テスホールディングスの ESG の取り組みおよび情報開示

2023 年 1 月時点での情報に基づくと、以下のとおりである。

① 環境側面(E)：

環境方針・中長期ビジョン

2030 年に向けたコミットメントとして「TESS グループは、「脱炭素のリーディングカンパニー」を目指します。」を掲げ、ESG の中期目標を定めている。環境面では、2030 年 6 月期の長期目標として「自社再生可能エネルギー発電所による送電電力量　636,000MWh」および「CO2 排出削減貢献量　288,000 トン」を定め、2024 年 6 月期の短期目標として「TESS グループの CO2 排出量（Scope1 及び Scope2 の合計）0 トン」を定めている。

環境負荷削減の取り組み

自社グループ（連結）における CO2 排出量は 2022 年 6 月期実績で 1,662t-CO2 である。自社で利用するエネルギーの低炭素化や省エネに取り組むとともに、本業による環境への貢献については、自社の再エネ発電事業を通じた CO2 排出削減貢献量を把握しており、同期に年間約 107,000t-CO2 と試算している。また、2020 年 10 月の本社オフィスリニューアルにおいては、ペーパーレス化や国産材を活用した什器の採用等による環境負荷削減を実現した。各種事業における環境負荷低減については、3 (1)(2)を参照されたい。

気候変動への適応

気候変動の物理リスクに対応するために、事業運営においてバックアップ拠点の確保や、定期的な避難訓練やテレワークの体制整備を行っている。また、製品・サービスを通じ、顧客の分散型電源の導入を支援していることが、異常気象等の際の電源確保につながっている。

資源の有効活用

潤滑油の廃油の回収・リサイクルや、設備の廃棄・撤去時の有価処理を行っている。自社の太陽光発電所については、アルミ製の架台に加え、パネルのリサイクルも検討している。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

② 社会側面(S)：

公正な経済取引

グループ共通の「行動規範」を定め、公正なルールに則った取引、贈収賄の禁止を盛り込んでいる。また、「知的財産権管理規定」や「財務経理規定」も制定し、コンプライアンスについての研修機会を設けている。

顧客に対する誠実さ

企業理念の「顧客重視・顧客満足」に基づき、テス・エンジニアリングでは品質・環境方針を定めている。顧客向けには、コンタクトセンターの設置、満足度調査の実施、製品不具合等に関する通知、品質マネジメントに関する体制整備、非常時・緊急時への備えを行っている。

従業員への配慮

従業員の安全衛生については、メンタルヘルスを含む労働安全衛生方針を策定しているほか、ESG の中期目標（2030 年 6 月期）では「女性従業員比率　30%以上」「女性管理職比率　10%以上」「有給休暇取得率　80%以上」「障がい者雇用率　3.1%以上」「一人当たりの教育投資額（正社員）　8.0 万円以上」との定量目標を定めている。

多様な従業員の活躍支援については、パラアスリートの雇用や支援に取り組んできたほか、2022 年 9 月には国連の「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」に署名するなど、女性活躍の推進を強化している。

サプライヤーへの配慮

全社的な ESG 調達方針は有していないが、インドネシアで PKS 燃料販売事業を行う連結子会社 PT INTERNATIONAL GREEN ENERGY において、2021 年 12 月に GGL 認証を取得した。（サプライチェーンの最上流への配慮については、3 (2)①バイオマス燃料調達に関する項目を参照。）

ローカル／グローバル・コミュニティへの配慮

社内募金活動を行い、パラスポーツやがん患者支援団体を支援している。

③ ガバナンス側面（G）：

サステナビリティへのコミットメント

テスホールディングスの社名「テス」は、経営理念「Total Energy Saving & Solution」の頭文字をとったものであるように、顧客におけるエネルギー有効活用に関するソリューションの提供を存在意義としている。また、ホームページにおけるトップメッセージでは、下記のように示している。

企業理念である「顧客重視・顧客満足」のもと、常にお客さまの視点に立ち、お客さまに寄り添ったソリューションを提供していきたいと考えております。グループのパーパス（存在意義）である「Total Energy Saving & Solution の実現により、世界的なエネルギー脱炭素化に貢献する」をしっかりと意識しながら、グループ一丸となって「脱炭素のリーディングカンパニー」を目指してまいります。

出所：テスホールディングス

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

推進体制・ESG 関連のリスクへの対応

ESG 推進委員会を 2022 年 7 月に新設し、下部組織として「クライメイトチェンジワーキンググループ」「ダイバーシティー&インクルージョンワーキンググループ」を設置し、気候変動と女性活躍をはじめとする人材の多様化に重点的に取り組んでいる。「コンプライアンス・リスク管理委員会」で「全社リスク管理表」を策定しており、ESG 関連リスクについても、人権、労働、健康、環境、腐敗の観点から抽出し、対応策を講じている。「ESG 推進委員会」において特定・評価された気候変動リスクを含む ESG 関連リスクについても、「コンプライアンス・リスク管理委員会」と連携しながら、対応策の検討を行っている。

情報開示

上場後、ホームページを通じた情報開示を拡充させたほか、気候変動に関するリスクと機会について、TCFD 提言に基づく情報開示を行っている。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

4. セカンドパーティ・オピニオン

本章は第 2 章の評価基準に基づき、第 3 章に記載された現状を評価し、日本総研のセカンドパーティ・オピニオンとしてまとめたものである。

(1) 本フレームワークの原則類との準拠性

本調達のフレームワークを原則類が示す 4 要素に基づきレビューした結果、原則類が示す環境および社会課題への対応を目的とした資金調達の特性に従うものとして評価する。

① 資金使途

本フレームワークは、環境および社会課題の解決に寄与すると判断され、資金使途の適格性は適切に設定されていると言える。

② 事業評価･選定プロセス

テスホールディングス管理部門が対象事業の適格性を評価し、テスホールディングス取締役会が最終決定を行う体制であり、十分な検討体制が構築されていることを確認した。

また、環境・社会側面でのリスク低減策が適切に講じられていることを確認した。

③ 資金管理

本フレームワークに基づき調達された資金は、テスホールディングス管理本部経営管理ユニットが追跡管理し、充当状況をテスホールディングス取締役会に報告するとしており、十分な管理体制が構築されていることを確認した。また、未充当資金の発生時にも適切な管理方法が検討されていることを確認した。

④ レポーティング

本フレームワークに基づき調達された資金がすべて充当されるまでの期間、テスホールディングスの自社ホームページにて年 1 回以上の報告を行うとしており、情報開示の方法および頻度が適切であることを確認した。

また、情報開示の内容についても、資金充当およびインパクト創出の状況がカバーされており、十分であることを確認した。

(2) 対象事業が創出するインパクトおよび SDGs への貢献可能性

本フレームワークに基づく資金調達を通じて、SDGs のうち特に目標 7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」、目標 12「持続可能な生産消費形態を確保する」および目標 8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」への貢献が期待できる。

① 対象事業が創出するインパクト

本フレームワークに基づく対象事業のアウトプット・アウトカムおよびインパクトは、**図表 5** のとおり整理され、**図表 2** および**図表 4** で示された適格プロジェクトおよびイン

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

パクト指標と整合する。

図表 5　本フレームワークに基づく対象事業のロジックモデル

出所：日本総研作成

このうち、木質バイオマス発電事業については 2023 年 1 月時点の情報を基に、ネガティブな影響に対する恐れおよびその対処法について、追加事項としてヒアリングによる確認を行った。その結果、木質バイオマスにおける持続可能な燃料として、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを燃料として使用する場合には、国内 FIT 制度の事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）に従って GGL 等の第三者認証を取得した燃料等に限ることを確認した。また、木質バイオマス発電事業においては、燃料の栽培・加工・輸送工程における GHG 排出量を確認することができないため、ライフサイクル全体における GHG 削減効果が充分であるかどうかは確認できていない。

一般的に、木質バイオマス発電は、燃料の生産に当たり、森林減少・劣化などを伴う場合があること、また、燃料の栽培・加工・輸送といったライフサイクルの各段階で GHG を排出することから温室効果ガス削減への懸念など、課題も指摘されている。

また、日本の FIT/FIP 制度上において、木質バイオマス発電におけるライフサイクル GHG の情報開示については、検討中（2023 年 1 月現在）の状態である。現在までの検討過程においては、**図表 6** の通り、2021 年度以前に FIT 制度で認定されている案件では、あくまで自主的に望ましい開示・報告方法に基づく情報開示を求める方向性であり、現時点で開示義務は課されない見込みである。

一方で、2022 年度以降の案件においては、輸入木質バイオマス、国内森林に係る木質バイオマスともに、FIT/FIP 認定時にバイオマスのライフサイクル GHG を発電事業者自ら自主的に算定し基準値を下回ることを申告することが要件として検討されている。

従前よりバイオマス発電に付随する課題を払拭するため、また、国内の FIT 制度の求める要件がどのような方向に進んでも事業継続を円滑に行うために、テスホールディングスおよびテス・エンジニアリングにおいても、可能な範囲でライフサイクル GHG の算定体

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

制整備を進めるとともに、燃料を調達する商社等と協働して、栽培から発電に至るまでのライフサイクル GHG を把握する努力を行うことが望ましい。

図表 6　バイオマス発電事業者が実施する事項の検討内容

発電事業者が実施する事項の総括と制度開始時期

- 発電事業者が実施する事項を総括すると、以下のとおりである。
  - ✓ 2021年度以前の認定案件：望ましい開示・報告方法に基づく情報開示
  - ✓ 2022年度以降の認定案件：以下のとおりに実施

2022年度以降の認定案件における実施事項

バイオマス種	FIT/FIP認定時	運転開始後
農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入のみ） 輸入木質バイオマス	• ①サプライチェーンを通して既存認証スキームによりライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証を取得。 • ②予定する調達元を想定した各バイオマスのライフサイクルGHGを発電事業者自ら自主的に算定し、基準値を下回ることを申告。 • ただし、①については、当面の間は経過措置として、従来の持続可能性（合法性）を確認できる第三者認証等を発電所に納入する際に所有権を持つ主体まで取得。	• 調達バイオマス毎に、ライフサイクルGHGが基準を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認・保存。 ※経過措置期間中であっても運転開始前までには既存認証スキームによりライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証の取得は必要となる。
国内森林に係る木質バイオマス	• ①サプライチェーンを通じて、改良・強化された木質バイオマス証明ガイドライン又は一定の基準に基づく認定等を取得。 • ②予定する調達元を想定した各バイオマスのライフサイクルGHGを発電事業者自ら自主的に算定し、基準値を下回ることを申告。 • ただし、①については、当面の間は経過措置として、これまでと同様、現行の木質バイオマス証明ガイドラインに基づく認定を取得。	• 同上

- 以上のとおり、**農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）、輸入木質バイオマス、国内森林に係る木質バイオマスについては**、発電事業者が実施すべき事項の整理を行ったことから、**これら燃料区分については2023年4月を制度開始とするものとしてはどうか**。また、既存認証スキームによる基準の改定や事業者による認証取得に要する時間等を考慮し、経過措置は３年間とする。

出所：経済産業省 第 20 回 バイオマス持続可能性ワーキンググループ
資料 2「ライフサイクル GHG に係る確認手段について」

② SDGs への貢献可能性

対象事業と SDGs の各目標・ターゲットとの紐づけに対する評価・分析結果を**図表 7** に記す。SDGs のうち特に目標 7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」、目標 12「持続可能な生産消費形態を確保する」および目標 8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」への貢献が期待できる。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

図表 7　対象事業と SDGs の各目標との関連性に関する日本総研のオピニオン

目標	日本総研のオピニオン
	「再生可能エネルギー発電事業」は再生可能エネルギー由来の電力が発電されることで、発電に伴う CO2 発生量の削減が実現できる。また、「EFB ペレット等製造事業」は、将来的に EFB 等を原料とする新たなバイオマス燃料の調達を可能にすることで、同じく発電に伴う CO2 発生量の削減を実現する効果がある。 以上から、ターゲット 7.2「2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」への貢献が期待できる。
	「再生可能エネルギー発電事業」のうち国内未利用材を活用する木質バイオマス発電事業では、木質バイオマスとして各地域の未利用材を活用することにより、従来は廃棄されていた未利用材の廃棄量を削減させる効果がある。また、「EFB ペレット等製造事業」では、従来はパーム油の搾油に伴う残渣物であった EFB 等を燃料として活用できる技術が開発できれば、残渣物の廃棄量を削減することが可能になる。 以上から、ターゲット 12.5「2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」への貢献が期待できる。
	一般的に、発電事業の運営時には、燃料調達から発電所運営に至るまで、サプライチェーンを通じて多くの雇用を創出することが知られている。 「再生可能エネルギー発電事業」では発電所の開発および運営に係る従業員を地元からも採用することで、各地域に新たな雇用を創出することが期待できる。また、「EFB ペレット等製造事業」では、将来的にペレット製造が拡大すれば、ペレット製造工場等、広く地域全体に新たな雇用を創出する効果が期待できる。 以上から、ターゲット 8.5「2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」への貢献が期待できる。

出所：日本総研作成

(3) テスホールディングスの ESG の取り組みおよび情報開示

2023 年 1 月時点での情報に基づき、テスホールディングスの ESG の取り組みと情報開示について、企業経営において良好な ESG の取り組みと情報開示を実施していると評価する。以下に ESG 別に優れている点、さらなる強化が期待される点を記す。

① 環境側面：

- 優れている点
  顧客における環境負荷低減を製品・サービスの提供によって実現することを企業活動の中心に据え、CO2 排出削減量の全体像を把握・開示している点、同時に自社事業に伴う環境負荷の低減にも努めている点を評価する。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

- ➢ さらなる強化が期待される点
  気候変動とともに世界的な環境問題である生物多様性や、自然資本との事業活動との関係について今後の検討・取り組みの拡大を期待する。

② 社会側面：

- ➢ 優れている点
  女性をはじめ多様な従業員の働きやすさや健康に配慮した取り組みを強化し、方針や目標を明確化した点、対外的なコミットメントを行ったこと点を評価する。また、人材育成の面でも、障がいのあるアスリートの雇用・活躍支援に取り組んでいること、高い技術力のある従業員養成のために積極的に支援していることを評価する。

- ➢ さらなる強化が期待される点
  インドネシアの子会社でサステナブル調達に関する認証を取得した実績があるものの、今後、サプライヤー全体にかかる ESG（またはサステナブル）調達方針等の検討を進められることを期待する。

③ ガバナンス側面：

- ➢ 優れている点
  「Total Energy Saving & Solution」という経営理念の頭文字を企業名としているように、エネルギーを有効に活用するためのソリューション提供という事業の目的をグループ全体に浸透させている点、ESG 推進委員会を新たに設置し気候変動やダイバーシティー&インクルージョンに取り組む体制を整備した点を評価する。

- ➢ さらなる強化が期待される点
  ESG/SDGs の推進体制のグループ全体での展開や、具体的な活動内容・実績について、ホームページ等を通じて、包括的に開示していくことを期待する。

(4)結論

レビューの結果、テスホールディングスでは「Total Energy Saving & Solution」という経営理念を掲げ、それに基づく本フレームワークは、原則類が示す特性に従うと判断する。インパクトについては、環境および社会側面での改善インパクトが見込まれ、さらに、SDGs の達成への貢献も期待できる。今後、テスホールディングスならびにテス・エンジニアリングにおいて、定量的なインパクト評価が継続的に実施されることを期待する。また、テスホールディングスは企業経営において、良好な ESG の取り組みと情報開示を実施していると判断する。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

参考資料一覧

No.	資料名
1	International Capital Market Association “Green Bond Principles 2021”
2	International Capital Market Association “Social Bond Principles 2021”
3	International Capital Market Association “Sustainability Bond Guidelines 2021”
4	Loan Market Association, Asia Pacific Loan Market Association, Loan Syndications and Trading Association “Green Loan Principles 2023”
5	Loan Market Association, Asia Pacific Loan Market Association, Loan Syndications and Trading Association “Social Loan Principles 2023”
6	環境省「グリーンボンドガイドライン（2022 年版）」
7	環境省「グリーンローンガイドライン（2022 年版）」
8	金融庁「ソーシャルボンドガイドライン（2021 年版）」
9	国際連合「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」
10	テスホールディングスウェブサイト（https://www.tess-hd.co.jp）
11	株式会社日本総合研究所「Second Party Opinion: テスホールディングス株式会社」（2021 年 1 月 29 日発行）
12	株式会社日本総合研究所「Second Party Opinion: テスホールディングス株式会社」（2022 年 2 月 10 日発行）
13	経済産業省 第 20 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ 資料 2「ライフサイクル GHG に係る確認手段について」

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

株式会社日本総合研究所について

■名　称　　株式会社日本総合研究所（The Japan Research Institute, Limited）
■創　立　　1969 年 2 月 20 日
■資本金　　100 億円
■従業員　　2,810 名（2022 年 3 月末現在）
■株　主　　株式会社三井住友フィナンシャルグループ
■本　社　　東京本社：〒141-0022　東京都品川区東五反田２丁目１８番１号
　　大阪本社：〒550-0001 大阪市西区土佐堀２丁目２番４号
■支　社　　シンガポール
■グループ会社　株式会社日本総研情報サービス
　　株式会社 JSOL
　　JRI America, Inc.（ニューヨーク）
　　JRI Europe, Ltd.（ロンドン）
　　日綜（上海）信息系統有限公司
■営業に関する登録
　　プライバシーマーク使用許諾事業者　許諾番号：11820002（09）号

■外部評価機関としての専門性

株式会社日本総合研究所では、2006 年に企業の ESG（環境・社会・ガバナンス）パフォーマンス評価を手掛ける ESG リサーチセンターを設立。金融活動における ESG 配慮を主流化させる活動に取り組むことで SDGs が目指す持続可能な社会の実現に貢献することをミッションとする。これまで、金融機関を中心に融資、債券、エクイティ、リース、ファンドなど ESG に配慮した幅広い金融商品の開発・運用支援に携わってきた。その他政府への政策提言や、地方自治体への制度設計、企業へのコンサルティングなど、ESG や SDGs に関連した多様な実績と専門性を有すメンバーによって構成されている。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

免責事項

（本レポートについて）
本資料は、株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）が広く株式会社テスホールディングス（以下、テスホールディングス）のステークホルダーに対する参考情報として閲覧されることを目的として作成したものです。その内容・記述は一般に入手可能な公開情報に基づき、テスホールディングスへの取材を通じて必要な補充を加え作成したものであり、当該情報の正確性および完全性を保証するものでありません。

日本総研は、テスホールディングスのステークホルダーが本資料を利用したこと又は本資料に依拠したことによる直接・間接の損失や逸失利益及び損害を含むいかなる結果についても一切責任を負いません。

（金融商品取引法等）
日本総研は、法令の定めにより、有価証券の価値に関する助言その他の投資顧問業務、M&A 案件における所謂フィナンシャルアドバイザリ業務等は行うことができません。

（SMBC グループとの関係）
日本総研は三井住友フィナンシャルグループに所属しており、当社内のみならず同グループ内各社の業務との関係において、利益相反のおそれがある業務は実施することができません。
「利益相反管理方針」（http://www.smfg.co.jp/riekisouhan/）に従って対応しますので、ご了承ください。
当社によるコンサルティングの実施は、SMBC グループ傘下の金融機関等とは独立に行われるものであって、これら金融機関からの資金調達の可能性を保証するものではありません。

（反社会的勢力の排除）
日本総研は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的行為による当社業務への不当な介入を排除しいかなる利益も供与しません。当社は、当社業務に対する反社会的な強要や脅迫等に対しては、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成１９年６月１９日）の趣旨に従い、外部専門機関に相談するなど毅然とした対応をとります。当社は、お取引先が反社会的行為により当社業務に不当な介入等を行った場合、お取引に係る契約を解除することができるものとします。

（本資料の著作権について）
本資料の著作権はテスホールディングスおよび日本総研に帰属し、承諾を得ずに複製、転写、引用、配布を行うことは禁じます。

Copyright (C) 2023 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.